

保育所における家庭支援

— 子どもに無関心な親へのアプローチの検討 —

池 田 信 子
佐 野 真一郎

1. はじめに
2. 幼児期に大事に育てられる体験の必要性
3. マルトリートメント（不適切な養育）
4. 保育所の子どもの実態
5. おわりに — 保育所での家庭支援とは —

1. はじめに

厚生労働省の「人口動態総計月報年計（概数）」によると、2017年度の合計特殊出生率は1.43で、前年度の1.44を下回った。出生数は、94万6065人で前年度の97万6979人より914人減少した¹⁾。

我が国は8年連続で人口減少が続き、少子・高齢化は、他の先進国と比べてそのスピードが非常に早く、制度が実情に追いついていかず、様々な問題が生じてきている。少子化が子どもの育ちに与える影響は大きく、異年齢や集団で遊ぶ仲間の減少や、ゲーム・パソコン等の普及によって、子ども同士の間関係が築きにくく、子どもの孤立化が進行している。

厚生労働省の調査によれば、日本の子どもの貧困率（2015年）は13.9%。さらにひとり親家庭の貧困率は50.8%と、先進国の中でも最も低い水準にある²⁾。

また、家族形態が多様化し、家族に対する意識も大きく変化している。多様化の要因としては、晩婚化や非婚化が進み、離婚や再婚の増加などもあるが、この50年間で直系多世代世帯から、夫婦と子ども、父親と子どもか母親と子どもの核家族世帯が中心となってきている。そして、親の関心が、数少ない子どもに向けられることから、子どもへの過度の期待という過干渉・過保護の問題も見られている。親は、子どもに対しての関心事として、スポーツや芸術よりも勉強を重視する考えを強くしている（図1）³⁾。子どもたちは、親の期待に応えるために慢性的なストレスを抱え、学童期以降のいじめ、不登校、非行などの問題との関連も指摘されている。

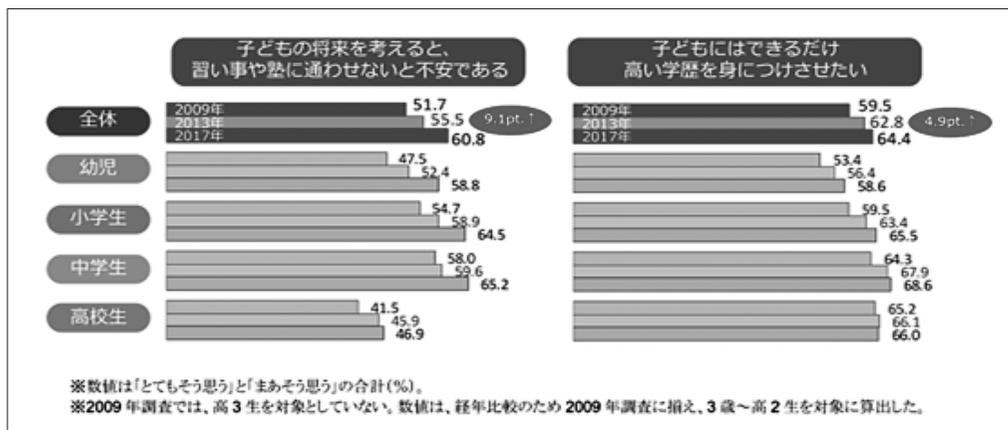


図1 学校外教育活動に関する意識調査（ベネッセ，2017）

少子化に伴い発生している子どもを取り巻く環境の問題は、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えている。

とりわけ、近年の子どもをめぐる諸問題の中で最も深刻な問題は子ども虐待であり、全国

1) 厚生労働省 統計情報白書 平成29（2017）年人口動態総計（確定数）の概況
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakuteil7/index.html>

2) 日本子ども支援協会ホームページ (https://np.ojcsa.com/jp_children/p.overty.html)

3) ベネッセ教育総合研究所 第3回学校外教育活動に関する調査2017年（データベース）
<https://berd.benesse.jp/shoutouchutou/research/detail/>

の児童相談所（児相）が2017年度に対応した18歳未満の子どもへの虐待件数は13万3778件で、前年度より1万203件（9.1%）増えた。調査を始めた1990年度から27年連続で増え続けている。児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であるが、有効な手立てがない現状もある（図2・3）⁴⁾。

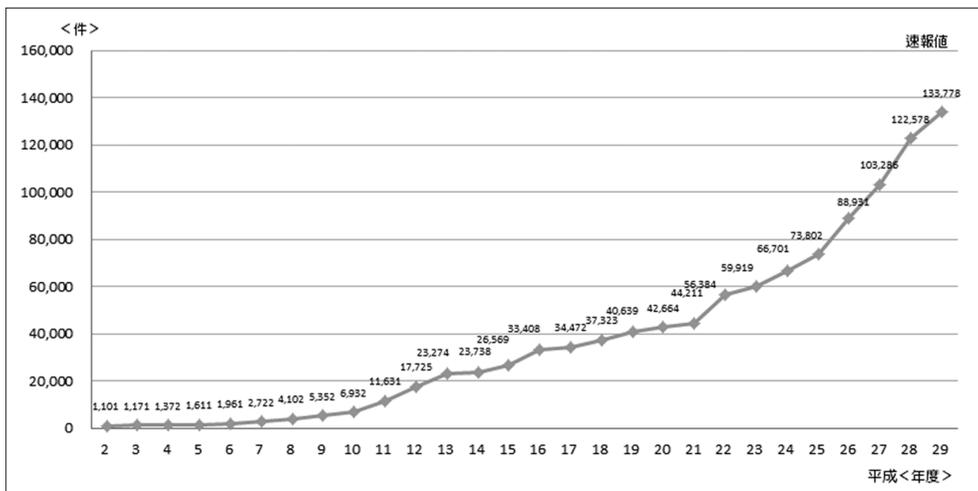


図2 児童相談所における児童虐待対応件数（オレンジリボン運動統計データ）

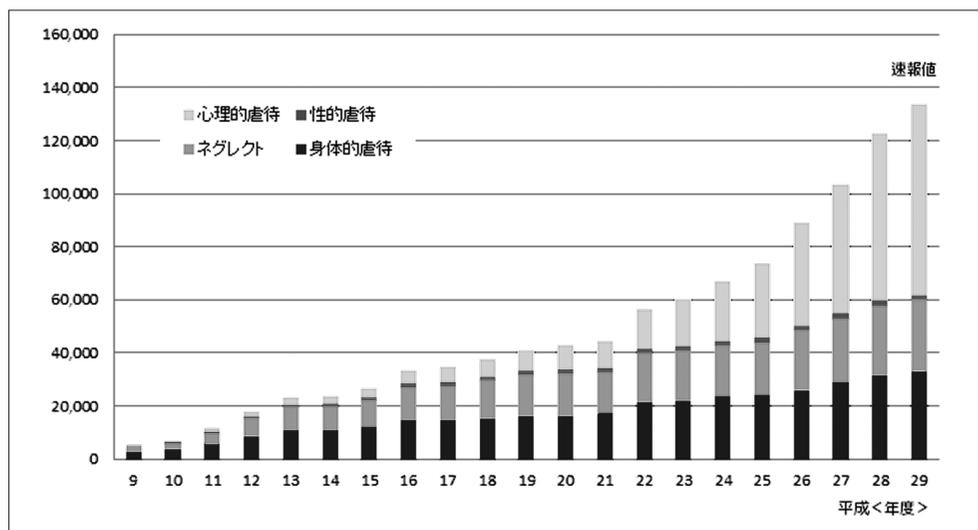


図3 児童相談所における児童虐待相談対応の内容（オレンジリボン運動統計データ）

このような状況の中、2016年には、児童福祉法が改正され（「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号））、児童の最善の利益が優先されること等が盛り込まれた。児童福祉法の理念規定は昭和22年の制定時から見直されておらず、児童が権利の主体であること、児童の最善の利益が優先されること等が明確でないといった課題が指摘されてい

4) 産経新聞データベース (<https://www.sankei.com/life/news/180830/lif1808300028-n1.html>)

た。2016年の改正では、児童が、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを、総則の第1条に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、児童の福祉が保障される旨を明確化している。

児童福祉法

第一条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

1994年に、日本が「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准してから22年が経ち、ようやく、権利の主体としての子どもの位置づけがされることになった。

2. 乳幼児期に大事に育てられる体験の必要性

全国の高校生を対象にした研究によると、親や大人たちから「大切に育てられている」という実感がもてない生徒は、「大切にされている」と感じている生徒に比べ、三倍から五倍も異性との性的関係が多く、万引きや自傷行為という反社会的、あるいは非社会的な行動も多いという⁵⁾。

友田(2017)は、「脳科学の研究が進み、子ども時代に受けたマルトリートメントが脳に悪影響を及ぼした結果、学習意欲の低下や非行、うつ病や摂食障害、統合失調症などの精神疾患症状が出現、もしくは悪化することが明らかになった。社会に適応しづらい青少年や成人が生まれる背景には、子ども時代にうけたマルトリートメントがあった」⁶⁾と著している。

乳幼児期に基本的信頼が培われた子どもは、青年期になったときの心理的危機を乗り越えることができることを、現場で日頃から感じている。危機的な状況が生じた時に、崩れた感情を立て直せるかは、幼い時にどれだけ、危機的な状況を身近な大人に和らげてもらったかにかかっている。乳幼児期に大事にされ形成された愛着の形が、自分と他者に対する信頼感のあり方に反映され、その後の人生において、人間関係の雛型となる。成長するにつれ、仲間や友だち、恋人や配偶者との関係にも、乳幼児期に築いた特定の大人との関係の質が影響するのである。

昨今のブームに発達障害があるが、杉山は自らの著書(2017)の中で、「養育者のイメージが子どもの意識の中に内在化し、心の中に安全基地があることで、世界に出て冒険できる」と愛着形成の重要性を述べている。そして、「普通は3歳頃までに完成する愛着の内在化は、例え発達の凸凹があっても、小学校中学年くらいに愛着形成ができあがる子が多

5) 佐々木正美著『はじまりは愛着から』福音館、2017、pp.196-197

6) 友田明美著『子どもの脳を傷つける親たち』NHK出版、2017、p.15

い」⁷⁾と述べている。愛着形成が、社会的な行動の土台になるため、脆弱だとトラウマに弱くなり、人生全体に影響を及ぼすこともあるという。そして、愛着障害（反応性愛着障害）を第4の発達障害と位置づけ、虐待やネグレクトを受けて育つと、脳自体が変化してしまうと、虐待の影響の危険性に警鐘を鳴らす。幼い時に一番大切なことは、親や主に養育をしてくれる大人との間に信頼関係を作ることであることは多くの研究から明らかになっている。

西澤（2007）は、「幼い時に人にしっかり結びつくことで、人に対する信頼感を獲得する。世界に対する信頼感も獲得する。自分のニーズを世界という場所は満たしてくれるという期待も獲得する。このような基本的信頼感が育っていない愛着障害の場合は、それらのすべてがズタズタになる。そして、将来の対人関係に様々な障害を持つ」⁸⁾と、自身の実践や研究から明らかにしている。愛着障害を抱えた子どもは、共感性の障害や良心の欠如が生じ、反社会性人格障害との関係を指摘している。

筆者の一人である池田は、児童養護施設に入所している児童に対する個別・集団セラピーを行って5年になる。セラピー開始当時は、どの子どもも反抗的・挑戦的・攻撃的な言動が見られ、集団活動が成り立たなかった。かなり改善はしてきているが、多動、我慢ができない、順番が守れない、他児を突き飛ばす、突然泣き叫ぶ、物を投げるなどの行為が突然始まるなどは、現在でも見られる。その他、異常な身体接触を求める愛着行動、反対に身体接触を拒絶する行動もある。対人関係のスタイルは、基本的には、幼少期の自分と養育者との関係を基に構築されていくことを実践現場では身にしみて感じる。

愛着障害がある子どもは、表面上の問題は、発達の課題を持っているかのように見えるが、その状況を引き起こしている要因は、全く別のものである。攻撃性が異常に強かったり、共感性に欠けていたり、いけないことをわざとして大人を怒らせてと、愛着障害の子どもたちは、身近な大人との深い心の結びつきが構築できていないために自己を制止する力の弱さから不適切な行動を起こすことが多い。愛着の構築は、子どもが情緒的不安定な状態になった際に、情緒的安定性を回復する力になる。子どもの育ちの早い時期に、大事に育てられることがどれほど重要なことかがわかる。

3. マルトリートメント（不適切な養育）

これまでに述べてきたように、子どもを取り巻く問題としての子ども虐待の問題は、現代の深刻な社会問題である。しかし、虐待という響きから偏ったイメージが先行し、身近な問題として捉えられない懸念もあり、本報告では、不適切な養育全般を指す用語として「マルトリートメント（maltreatment）」を使用し、子どもたちの環境を述べていくことにする。また、法律等の用語に関しては、適宜「虐待」も使用する。

わが国では、子ども虐待を、「チャイルド・アブ्यूズ（child abuse）」、子どもの濫用と訳している。子ども虐待とは、子どもの行為や心の状態を濫用すること全般を指すが、虐

7) 杉山登志郎著『子育てで一番大切なこと』講談社現代新書、2018、p.65

8) 西澤哲著『児童福祉施設における虐待を受けた子どもへの対応』社会福祉法人子どもの虐待防止センター、2007、pp.3-4

待という言葉自体に強烈なインパクトがあり、子どもに対して不適切な行為をしていても「このくらいなら虐待とはいえない」、「しつけの範囲だ」と、行為自体が見過ごされてしまいかねない。マルトリートメントとは、大人の側に加害の意図があるか否かにかかわらず、また、子どもに目立った傷や精神疾患がみられなくても、行為そのものが不適切であれば、その行為や状態のことを指す。

「Child abuse（子ども虐待）」に関する国際的な学会であるISPCAN（International Society for Child Abuse and Neglect）では、積極的に害を与える行為とネグレクトを総称し「child maltreatment」という言葉を使用している⁹⁾。

友田（2017）は、「マルトリートメントとは、子どものこころと身体の健全な成長・発達を阻む養育をすべて含んだ呼称であり、子どもに対する大人の不適切なかかわり全般を意味する、より広範な概念だ」¹⁰⁾と著書で説明している。例えば、子どもが嫌がっているのに人前で本読みの練習をさせる、恥をかかせる、馬鹿にする、子どもの気持ちを無視して拒否する、夜寝るときに子どもに恐怖を与える、なども不適切な養育にあたる。

表1は、厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（2013年）」に、大阪府検討会議定義¹¹⁾、奥山（2010）がマルトリートメントを表現したもの¹²⁾を加えたもので、次項4の調査において適用している。

表1 マルトリートメント（maltreatment）

(一) 身体的 マル トリ ート メン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・打撲傷，あざ（内出血），骨折，頭蓋内出血などの頭部外傷，内臓損傷，刺傷，たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為 ・首を絞める，殴る，蹴る，叩く，投げ落とす，激しく揺さぶる，熱湯をかける，布団蒸しにする，溺れさせる，逆さ吊りにする，異物をのませる，食事を与えない，戸外にしめだす，縄などにより一室に拘束するなどの行為。 ・意図的に子どもを病気にさせる。 など <p>〈大阪府検討会議定義〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親または親に代わる養育者により加えられた身体的暴行の結果，児童に損傷の生じた状態で，以下の要件を満たすもの。 <p>虐待行為が</p> <ol style="list-style-type: none"> ①非偶発的であること（単なる事故でないこと） ②反復・継続的であること。 ③単なるしつけ，体罰の程度を超えていること。 <p>*大阪府検討会議定義は1997年時点での定義により，現在変更の可能性あり</p>
-----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9) 奥村真紀子著「マルトリートメント（子ども虐待）と子どものレジリエンス」『学術の動向』15(4)，2010，pp.46-51

10) 友田（2010），前掲書，p.29

11) 西澤哲著『子どものトラウマ』講談社現代新書，1997，p.34

12) 奥村（2010），前掲書，p.47

<p>(二) 性的 マル トリ ート メン ト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの性交，性的行為（教唆を含む）。 ・子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。 ・子どもに性器や性交を見せる。 ・子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。など <p>〈大阪府検討会議定義〉 養育者により，児童が性的暴行または性的いたずらを受けたもの。</p> <p>*大阪府検討会議定義は1997年時点での定義により，現在変更の可能性あり</p>
<p>(三) ネ グ レ ク ト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。 <p>例えば，</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重大な病気になっても病院に連れて行かない， (2) 乳幼児を家に残したまま外出する， <p>なお，親がパチンコに熱中したり，買い物をしたりするなどの間，乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し，熱中症で子どもが死亡したり，誘拐されたり，乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も，ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意思に反して学校等に登校させない，子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。 ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。 <ul style="list-style-type: none"> ・食事，衣服，住居などが極端に不適切で，健康状態を損なうほどの無関心・怠慢，など <p>例えば，</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 適切な食事を与えない， (2) 下着など長期間ひどく不潔なままにする， (3) 極端に不潔な環境の中で生活をさせる，など。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを遺棄したり，置き去りにする。 ・祖父母，きょうだい，保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が（一），（二）又は（四）に掲げる行為を行っているにもかかわらず，それを放置する。など <p>〈大阪府検討会議定義〉 養育者による児童の健康と発育・発達の保護，衣食住の世話，情緒的・医療的ケア等が不足，または欠落したために，児童に栄養不良，体重増加不良，低身長，発達障害（運動・精神・情緒）等の症状が生じた状態で，以下のいずれかによるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①養育の放棄・拒否 ②養育の無知（養育者に育児知識，または能力がない） <p>*大阪府検討会議定義は1997年時点での定義により，現在変更の可能性あり</p>

<p>(三) ネ グ レ ク ト</p>	<p>〈奥山 (2010) 〉 子どもにとって必要なケアを与えない。 ・食事のネグレクト (適切な食事を与えない) ・衣服のネグレクト (年齢や気候にあった衣服を与えない) ・清潔のネグレクト (清潔を保たない) ・監督のネグレクト (危険から守る監督をしない) ・教育のネグレクト (学校へ行かせない) ・医療ネグレクト (必要な医療を与えない) ・怠慢でケアが与えられない ・特別な信念や宗教によって必要なケアを与えない など</p>
<p>(四) 心 理 的 マ ル ト リ ー ト メ ン ト</p>	<p>・ことばによる脅かし、脅迫など。 ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。 ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。 ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。 ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。 ・配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。 ・子どものきょうだいに、(一)～(四)の行為を行う。 など</p> <p>〈大阪府検討会議定義〉 養育者により加えられた行為により、極端な心理的外傷を受け、児童に不安・怯え、うつ状態、凍り付くような無感動や無反応、強い攻撃性、習慣異常等の日常生活に支障をきたす精神症状が生じた状態で、以下の要件を満たすもの。 (1) ・身体的暴行による虐待 ・養育の放棄・拒否による虐待 ・性的暴行による虐待を含まない (2) 児童の行動と養育者の行動との関連が確証できる虐待 *大阪府検討会議定義は1997年時点での定義により、現在変更の可能性あり</p> <p>〈奥山 (2010) 〉 子どもの自己評価や情緒的な健康の発達を妨げるような行為 ・恥をかかせる ・拒否する ・孤立させる ・愛情を与えない ・差別する ・恐怖を与える ・過度な発達のプレッシャーを与える ・直接の身体的暴力は受けていないが、きょうだいへの暴力や配偶者間暴力や高齢者虐待などの家庭での暴力を目撃する状況にあること</p>

4. 保育所の子どもの実態

前章までに、子どもを取り巻く近年の動向や、乳幼児期に大事に育てられる重要性を述べてきた。また、政府も、社会的な課題となっている諸問題に対応するため、子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えてきている。2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号））に基づき、子ども・子育て支援新制度が、2015年4月から施行されている。また、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の3つを合わせた「3法令」が、2018年の4月から施行されている。

このように、就学前の子どもの環境は整えられてきている。しかし、虐待が増加している近年の動向を鑑み、子どもたちの現状は如何にあるのかを調査する必要があると考え、子どもが育つ生活の場としての保育現場での子どもの育ちに関しての実態調査を行った。保育士の視点から、マルトリートメントだと感じる様子や場面、子どもの心身の発達について気になる点や、心配に思う子どもの姿を記してもらい分析を行った。分析は、表1に照らし合わせを行った。

1) 対象

調査内容を理解し協力すると表明したA県B県の保育所・幼稚園・こども園の22園の保育士218名のうち、療育施設1園、4名分の回答を除き、21園、214名の回答511ケースを分析対象とする。

2) 調査実施期間

2017年9月1日～2017年11月30日

3) 倫理的配慮

質問紙調査の実施にあたっては、質問紙配布時に、調査の趣旨とともに得られたデータは個人情報上の厳重な管理と適切な処理を行い、研究以外の目的には用いないという説明を添え協力を依頼した。アンケートの回収を持って同意の意思を確認した。

4) 結果

511ケースを、表1のマルトリートメント種別に合わせて分類した（図4、5）。

種別では、ネグレクトが一番多く、今回のアンケートでは、性的虐待は0ケースであった。これは、性的虐待の性質上、質問紙検査では十分に把握できないことが要因と考えられる。ネグレクト群としたケースも典型的な育児放棄ではなく、表1にある奥山（2010）のいう①食事のネグレクト（適切な食事を与えない）、②衣服のネグレクト（年齢や気候にあった衣

服を与えない), ③清潔のネグレクト(清潔を保たない)が多かった。大阪府検討会議定義にある, 「食住の世話, 情緒的・医療的ケア等が不足」と同じである。

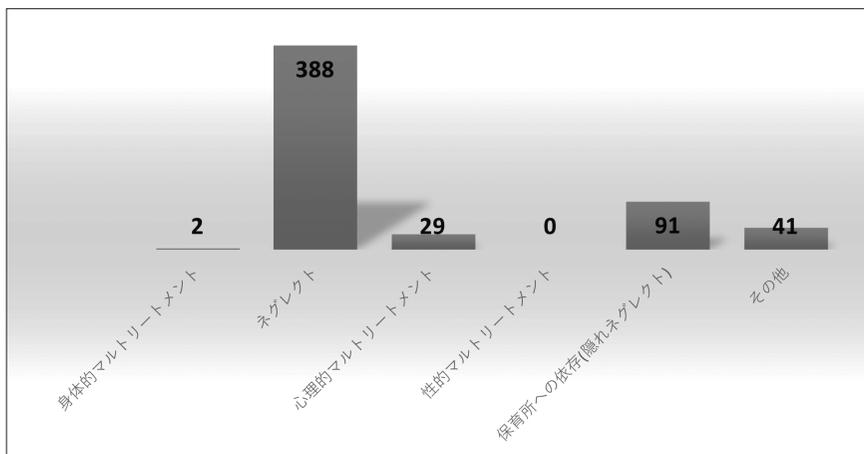


図4 マルトリートメント種別ごとのケース数 n=511

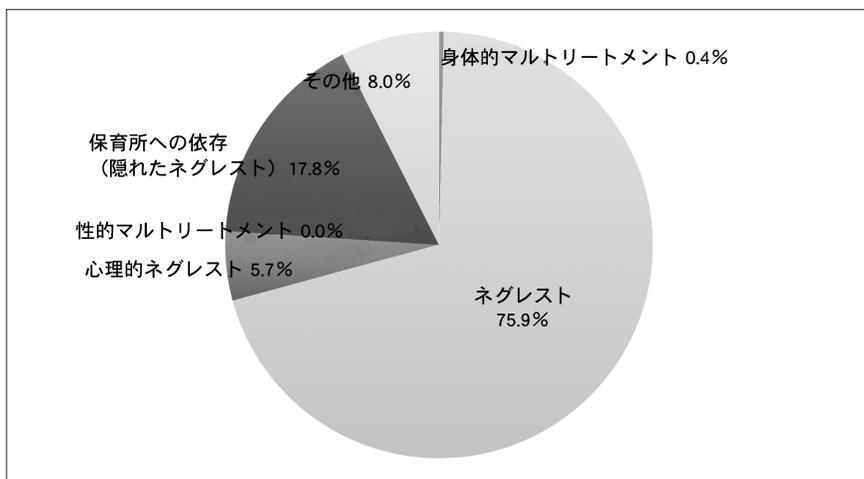


図5 ケースの種別分け n=511

医療的ケアの不足は, 「高熱で保護者に連絡しても迎えに来ない。翌日登園するが, 受診した様子がなく, 翌日も発熱した」, 「3歳児のMは, 全部の歯が虫歯である。歯科検診の結果を伝えて受診をお願いしたが, 今も虫歯のままである」, 「ひどい鼻水が出て中耳炎になって, 39度の熱でも園に連れてくる。職場に連絡してもすぐには迎えに来ない」, 「アレルギーがあるので, 園では除去食をしているが, 家庭では一切やっていない。そのため, 下痢やじんましんになっている。伝えても曖昧な返事で改善がみられない」, 「1歳児のAはおむつ替えの時に便から, パッキンが出てきたので, お迎え時に祖母に伝えたところ, 笑いながら, お兄ちゃんの方からは, ボタン電池が出てきたこともあったから, といった」, 「虫刺されの痕を掻いて, 汁が出てとびひになって他の部位にまで広がっていても, 受診も

しないし、そのまま登園させている」、「クラスで手足口病がはやっていて、Bくんの口の中にも赤いものができていたので、感染症の疑いがあるので受診を促したが、診断されると仕事を休まないといけないので、と言って受診しない」など、である。命に直結するようなこともあった。

情緒的ケアの不足は、「夜、自分（母）が友だちと遊びたくて、父親や実家に預けて夜遊びに出てしまう」、「登園の時に、窓から、子どもを物のように置いていこうとする」、「言うことを聞かないから、と、駐車場に子どもを置いて家に帰った」、「0歳児、大きくなってマザコンになったら困るから、と抱っこをしない」、「降園時に園庭で遊ぶ子どもに背を向けてスマホをしている。子どもがけがをしても見ていない」など、である。

食住のケアの不足は、「朝ごはんは食べてきていないが、夜中の0時から2時まで起きていたので、その時に食べさせています、という母親がいる」、「朝ごはんを食べてこないで、10時のおやつ時にガツガツ食べる」、「朝ごはんは、食べてこない。母親に伝えると、私も食べていません、という」、「1歳児の食事がチョコレートだけ」、「朝は口の中にガムが入っている。そのまま登園してくる」、「朝食を準備していない。毎日マクドナルドで朝食をしてくるので、園に来るのが10時過ぎになっている」、「朝食が、ラーメンやアイスである」、「パジャマのまま登園する」、「子どもの体がべたついて、異臭がするが、入浴をさせない」、「髪の毛がぼさぼさで、臭いにおいがするが、お風呂に入れさせない」、「一週間、下着が同じ」などである。

5. おわりに ー保育所での家庭支援とはー

規制緩和が進み、様々な形態の保育所が増加している。延長保育、24時間保育、病時・病後時保育、一時預かり保育、日・祭日保育、年末年始保育など、子どもを預けることがサービス化され、便利になる一方、それに対応できる保育士や保育の質は低下している。子どもは社会のもの、社会が子育てで支援を担うものとする社会の在り方が、子育ての外注化に拍車をかけている。親子の相互関係性の喪失、気になる子や保護者の増大が顕著になり、家庭は基本的な機能を喪失しつつある。

このような現状を、佐々木（2009）は、「幼稚園はどんどん保育園化し、保育園はどんどん児童養護施設化してきた」¹³⁾と著した。また、長田（2013）は、「子供たちの視点に立ってみると、非常に単純なことだが、本質が見えてくる。0～2歳の子供たちが、保育園に入りたくて待機しているなどという現実は全くない。お母さんと一緒にいたいに決まっている。子供が夜の8時に、保育園にいたいなどと思うわけがない。早くお家に帰りたいに決まっているのだ。」¹⁴⁾と現在の子どもと家庭を取り巻く危機的状況に警鐘を鳴らしている。

今回の調査では、長時間保育の子どもと親に見られる心配な様子や問題行動を、ネグレクトではなく、園への依存による隠れネグレクトとして集計し区別した。記述内容的には、同

13) 佐々木正美著『子どもの心が見える本』子育て協会、2009、p.9

14) 長田安治著『「便利な」保育園が奪う本当はもっと大切なもの』、幻冬舎ルネッサンス、2013、p.170

じことが書かれていたが、保育士の視点から見て、保育所に長時間預けているということが、子どもの発達への阻害となることとして捉えているようであったため別項目で集計している。しかし、内容は同じと捉えられることができ、ネグレクトと隠れネグレクトを合わせると9割を超えることになる。保育所における子どもと保護者への支援は、このように子どもへの関心が低い親へのアプローチが重要になると考える。今後、アンケートを詳細に分析し、乳幼児期の子どもを育てる社会的役割としての保育所の在り方の検討をしていきたいと考えている。

【参考文献・資料】

- ・ 小木曾宏著『よくわかる社会的養護内容第2版』ミネルヴァ書房, 2013年
- ・ 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」, 2014年
- ・ 大津泰子著『児童家庭福祉』ミネルヴァ書房, 2018年
- ・ 子ども虐待防止オレンジリボン運動HP. <http://www.orangeribbon.jp/>
(アクセス日: 2018年12月2日)
- ・ 汐見稔幸編著『平成29年告示 保育所保育指針まるわかりガイド』, 2017年
- ・ ユニセフHPより, 子どもの権利条約 https://www.unicef.or.jp./about_unicef/about_rig.html
(アクセス日: 2018年12月2日)
- ・ 保育Leb <https://sites.google.com/site/hoikulab/home/basiclaws/top.icsoflaws/mhlw/001>
(アクセス日: 2018年12月2日)
- ・ 内閣府HP. <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>
(アクセス日: 2018年12月2日)
- ・ 独立行政法人福祉医療機構HP.
http://www.wam.go.jp./content/wamnet/p.cp.ub/top./ap.p.Contents/wamnet_jidou_explain.html
(アクセス日: 2018年12月2日)
- ・ 厚生労働省 統計情報白書 国民生活基礎調査 平成29(2017)年国民生活基礎調査の概況
- ・ 西澤 哲『子ども虐待』講談社現代新書, 2010